鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目次

◇告示
土地改良事業の認可（農村整備課）
漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出（水産課）

告示

鳥取県告示第三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業（単県土地改良事業本泉地区区画整理）を平成九年一月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年一月二十四日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県告示第三十七号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めるために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年一月二十四日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

届出事項				
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場所	期間
気高郡気高町大字八束水一五七四 浜辺　正　美 気高郡気高町大字八束水一六二五―二 浜田　忠 気高郡気高町大字八束水一五八二 浜辺　優	浜村加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業	浜村漁業協同組合	平成九年一月二十四日から同年二月七日まで